

# 重要

## 琵琶湖大橋有料道路の回数通行券をお持ちの方へ

平成31年2月1日(金)0時に、琵琶湖大橋有料道路のE T C運用を開始します。E T C運用開始日前日限りで、すべての回数通行券を廃止いたします。通行料金のお支払いは、現金またはE T Cカードとなります。お手元に残った回数通行券は、1枚から枚数に応じて払い戻しを以下のとおり実施します。

### 回数通行券払い戻しのご案内

| 払戻窓口   | 払戻期間   | 窓口開設時間   | 取扱内容               |
|--|--|--|--------------------|
| 琵琶湖大橋有料道路<br>管理事務所<br>滋賀県守山市今浜町2539番                       | 2019年<br>(平成31年)<br>1月15日から                                  | 7:00~20:00<br>土・日・祝を含む毎日                           | 現金払戻し<br>(1件5万円未満) |
| 道の駅<br>びわ湖大橋米プラザ2階<br>滋賀県大津市今堅田三丁目1番1号                     | 2019年<br>7月31日まで<br>※ <u>払戻期間終了後<br/>は、一切払い戻しで<br/>きません。</u> | 9:00~18:00(1~3月)<br>9:00~19:00(4~7月)<br>土・日・祝を含む毎日 | 現金払戻し<br>(1件5万円未満) |
| 滋賀県道路公社本社<br>〒520-0807<br>滋賀県大津市松本一丁目2番1号<br>(滋賀県大津合同庁舎4階) |  | 9:00~16:00<br>平日のみ                                 | 口座振入のみ<br>郵送・窓口受付  |

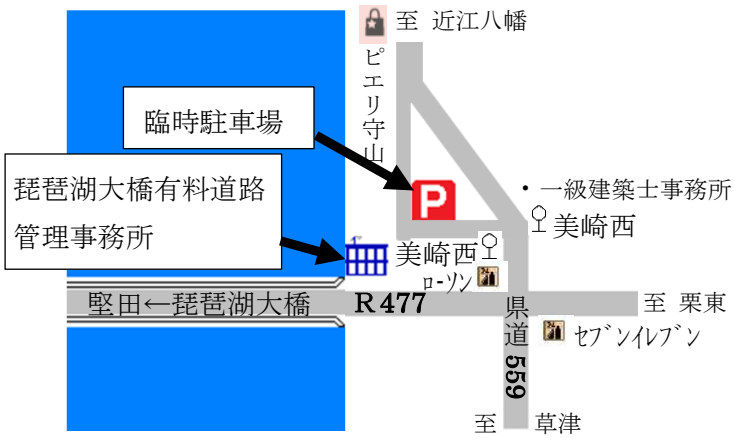
以下にご注意ください。

- 1) 琵琶湖大橋有料道路以外の回数通行券は、払い戻しはできません。
- 2) **払戻しは平成28年4月料金改定の現行回数通行券のみで、それ以前の料金で販売した回数通行券の払い戻しはできません。**
- 3) コンビニ等、上記窓口以外の回数通行券販売所では、払い戻しは行っていません。
- 4) 回数通行券の領収証(表紙)が無いもの、また1枚からでも払い戻しができます。
- 5) **5万円以上、または本社窓口受付(郵送含む)の払い戻しは、後日口座振込により払い戻しいたします。**  
口座振込の手数料は当公社が負担します。  
振込手続きには、概ね30日程度を要します。また、郵送をされる場合は、滋賀県道路公社本社あてに書留郵便により、所定の払戻請求書と未使用回数通行券を同封していただきお送りください。  
郵送料は請求者のご負担とさせていただきます。  
**払戻期限は、平成31年7月31日消印有効とします。**
- 6) くわしいことは、各窓口または下記までお問い合わせいただくか、滋賀県道路公社ホームページをご覧ください。  
(<http://www.biwa.ne.jp/~douro-co/news/haraimodoshi.html>)  
お問い合わせ先 滋賀県道路公社：TEL 077-524-0141



払戻窓口開設場所の周辺地図は、裏面を参照ください。

## < 払戻窓口開設場所 >



注) 大津方面(琵琶湖大橋の西側)以外からお越しになられる方は、**臨時駐車場**をご利用ください。

